

平成27年（2015年）第4回市議会定例会本会議（12月15日）

吉田市長の不透明な市政運営に関する調査特別委員会中間報告

吉田市長の不透明な市政運営に関する調査特別委員会の調査経過について、中間報告をいたします。

本委員会は、日本丸の久里浜港招致問題、よこすかポートマーケットにおけるバーベキューパークの設置に関する問題、一般職の任期付職員（一般事務職）の任用及び任期後の採用問題の調査を行うため、平成27年9月16日の本会議において設置されました。

本委員会には、地方自治法第98条第1項の検査権及び同法第100条第1項の調査権が委任されており、付議事件について真相究明のための調査を行い、日本丸の久里浜港招致問題について、一定の結論を得ましたので、ここに報告いたします。

まず、本付議事件の経過と概要についてですが、平成27年第2回定例会での一般質問及び緊急質問並びに第3回定例会での一般質問において、市長は日本丸を久里浜港に招致した理由について「昨年9月の久里浜港への練習寄港の際に船長と会い、日本丸側が久里浜港を気に入っていただいた」旨の答弁を繰り返し行いました。

この答弁は事実と異なるとの疑義があり、議会として真相の究明を行うため、本委員会において調査を行うこととなりました。

次に、本件日本丸の久里浜港招致に関する、調査事実の概要ですが、平成26

年7月下旬にはすでに開港150周年の記念事業として久里浜港招致を港湾部内で決定し、招致のための事務手続きを進めて、同年8月21日には招致に係る要請文を航海訓練所あてに送付しています。

また、日本丸は平成26年9月8日に、訓練のために久里浜港へ寄港しましたが、その際吉田市長は同船長と面談しています。

次に委員会の主な経過について報告します。委員会は、平成27年9月16日、30日、10月6日、16日、23日、11月13日、24日及び12月10日の8回にわたり開催しました。

第4回委員会では、港湾部から経過説明を聴取し質疑を行いました。南まさみ議員の一般質問の答弁書作成時には、平成26年の練習寄港と平成27年の開港150周年記念事業が輻輳し、市長以下、関係職員全員が時系列を勘違いしていた旨の発言がありました。

第5回委員会では、市長及び田神副市長に対する質疑を行いました。やはり時系列を勘違いしていた旨の発言がありました。市長以下、関係職員全員が時系列を勘違いしていたとは到底考えられないため、市長、副市長及び関係職員、合計12名に対する証人喚問の実施を決定しました。

第6回委員会では、証人12名に対する証人喚問を行い、吉田雄人証人から、南議員の一般質問の答弁においては混乱が生じ、誤りがあり、反省すべき点が多々あったと認識しているとの証言がありました。

また、平成26年9月8日の日本丸船長の表敬訪問時に開港150周年記念事業招致の会話が合ったかどうかについて、吉田雄人証人、藤田裕行証人及び松尾

和浩証人からは、そのような会話は無かったと記憶している旨の証言がありました。

この証言を受けて、航海訓練所に対して表敬訪問時の会話の内容を文書照会すること及び回答内容によっては、3名の証人に対して再度、証人喚問を行うことを決定しました。

第7回委員会では、関東学院大学副学長の出石稔教授を参考人として招致し、本委員会の付議事件の審査についての意見を伺いました。

また、航海訓練所からの回答が「記憶は曖昧だが、開港 150 周年記念招致の会話があった」旨の内容であったため、吉田雄人証人、藤田裕行証人及び松尾和浩証人に対して、再度、証人喚問を行いました。3名とも「前回の証言に違いは無い」との証言がありました。

第8回委員会では、吉田雄人証人、藤田裕行証人及び松尾和浩証人の証言を虚偽と認めることを決定し、告発する場合の対象者は吉田証人のみとすることを確認しました。なお、告発については、今後の調査経過を考慮し適切に判断することを決定しました。また、中間報告書の協議を行いました。

次に、調査事項の問題点と委員会の判断について報告します。

1点目として、議会答弁において、市長は日本丸を久里浜港へ招致する理由として、平成 26 年 9 月 8 日に日本丸船長と面談した際に、「日本丸側が久里浜寄港を希望した」との、日本丸側の意向を前面に出して説明しましたが、実際にはその面談以前に久里浜港招致に係る要請を行っていることから、答弁は明らかに誤りであると判断します。

なお、議会答弁の際には当時の状況を失念していたとの証言を得ましたが、意図的に事実を曲げて答弁したとの確証は得られませんでした。

2点目は、平成27年3月に久里浜港への招致が決定されるまでの間、日本丸建造の地である浦賀の住民に事前説明がなされていません。つまり、市政運営の基本である、住民との対話、住民理解の醸成が図られておらず不適切であったと判断します。

3点目は、平成26年9月8日の、日本丸船長との面談時の会話についてですが、証人の証言と航海訓練所の回答では内容が明らかに食い違っていました。表敬訪問の時期が久里浜港招致要請直後の時期であったため、同招致に関する会話があることは自然であり、航海訓練所が事実と異なる回答をすることは考え難いことから同招致の会話があったと断じざるを得ず、証言は虚偽であるとする意見が多数ありました。

一方では、疑義は残るものの、あくまでも憶測の範囲を超えないものであり、明らかな虚偽証言とは言えないとの意見もありました。

以上のような議員間討議の後、表敬訪問時には、久里浜港招致の会話があったものと判断し、採決の結果、賛成多数で、吉田雄人証人、藤田裕行証人及び松尾和浩証人の証言に虚偽があったと認めるものと決定しました。

次に、調査事項に対する指摘・改善意見について報告します。

1点目として、誤った答弁に対する謝罪と答弁訂正を求めます。平成27年6月の南議員の一般質問をはじめ、本件に関する市長の答弁は明らかに誤りであり、市民の代表である議会に対する虚偽の答弁は、すなわち市民への背信行為

と考えます。よって、市長に対して、議会並びに市民に対する真摯な謝罪と答弁の訂正を求めるものです。

2点目として、誤った答弁の再発防止についてです。まず、誤った答弁に至る原因として、市長と港湾部との意思疎通が不十分であったと認められます。特に、招致する港の決定に際し、港湾部において比較検討した結果を市長に報告する経緯が不明確であり、意思決定や報告について、記録をとるなどの堅実な事務執行に欠けるところがあり、不明瞭なまま事務が執行されていたと言わざるを得ないと判断します。

さらに、誤った答弁の背景には平成 26 年の訓練寄港と平成 27 年秋の招致とを混同したとの証言を得ましたが、誤りがあるときに、誰がそれを正すのかという自浄作用の欠如が認められます。よって、以上のような不適切な事務執行の再発防止のための検討が必要との結論に至りました。

最後に、3点目として、偽証罪の告発についてです。委員会は吉田雄人証人、藤田裕行証人及び松尾和浩証人の証言に虚偽があったと認めましたが、告発については、法に基づき速やかに行うべきとの意見、他の付議事件の調査経過を見て総合的に判断し適切な時点で行うべきとの意見、そして告発理由に対する社会通念上の軽重及び告発が及ぼす社会的影響を考慮して、告発を行うべきではないなど多様な意見がありました。

また、告発する場合の対象者についても、虚偽の証言を行ったと認められる証人を全て対象とすべきとする考え方と、吉田雄人証人のみを対象とすべきとの意見がありましたが、議員間討議により、吉田証人以外の証言は、市長である吉田証人の意向に基づいたために積極的な証言ではなかったとも考えられること、そして告発する職責上の位置づけは低いと判断し、告発の対象者は吉田

証人のみが該当するとの結論に至りました。

市長と議会は、ともに市民から負託を受け、健全な緊張関係と信頼関係を持って政策論争を闘わせる関係と考えます。しかるに、本調査特別委員会において、虚偽の証言を行うことは、両者の信頼関係を根底から揺るがすもので、断じて看過すべきものではないと考えます。

しかしながら、議会による告発を重要な行為として捉え、今後の付議事件に係る調査経過を総合的に考慮する必要があることから、告発については、その都度適切に対応するものと決定しました。

以上で本特別委員会の中間報告を終わります。